

1 生徒指導

児童生徒の*自己指導能力の獲得を支えるプロアクティブな生徒指導を基盤とした生徒指導の推進

*自己指導能力：自発的・自律的かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断して実行する力

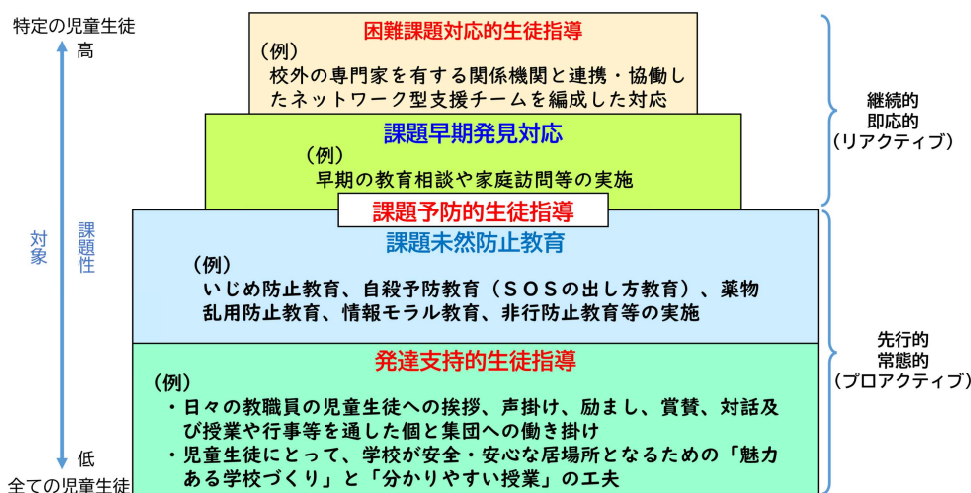
指導の重点

プロアクティブな生徒指導を基盤とした、全ての児童生徒が安心して学べる魅力ある学校づくり

自校のプロアクティブな生徒指導の在り方を改善し、それらを意図的・計画的に実践することが、生徒指導上の諸課題の未然防止や再発防止につながります。また、リアクティブな生徒指導を通して、起こった個別の課題を全ての児童生徒に起こり得る課題として視点を広げて捉えることが、プロアクティブな生徒指導につながります。

各学校においては、全教職員による児童生徒の居場所づくりや児童生徒主体による絆づくり等のプロアクティブな生徒指導を行い、全ての児童生徒が安心して学べる魅力ある学校づくりを実現させることにより、生徒指導上の諸課題の未然防止や再発防止を図ることが大切です。その際、後述する「指導の重点を推進するための具体的方策」を参考にすることが効果的です。加えて、自校の生徒指導計画や校内生徒指導体制、学校いじめ防止基本方針等の内容が図の4層のようにバランスよく構成されているかを検討した上で、全教職員で共通理解し、組織的な取組を進めることも、魅力ある学校づくりの実現及び生徒指導上の諸課題の未然防止や再発防止に効果的です。

【参考例：生徒指導の重層的支援構造】（『生徒指導提要』を基に作成）



不登校対応の重層的支援構造について ▶「令和7年度 南の要覧」p7

指導の重点を推進するための具体的方策

(1) プロアクティブな生徒指導の充実

- ① 学校や学級が、全ての児童生徒にとって安全・安心な居場所となるよう、「生徒指導の実践上の視点」を踏まえた学級づくりを推進する。また、全ての児童生徒が学びの充実感を味わうことができるよう、「生徒指導の実践上の視点」を踏まえた授業づくりを推進する。
- ② 特別活動において、次のような活動に取り組む。
 - ・児童生徒がよりよい人間関係や生活づくりに関する課題を見だし、その解決に向けて話し合い決めたことを実践したり、異年齢交流により自己有用感を高めたりすることができる機会を設けるなど、教職員の働き掛けによる児童生徒主体の絆づくりの場を提供する。
 - ・児童会・生徒会による「家庭でのメディア利用のルールづくり」の呼び掛けを基に、学級活動において、児童生徒自身が課題（メディア依存による昼夜逆転や不安、無気力などの危険性）を見だし、その解決に向けて話し合い、各自の実態に応じた目標を決めて取り組んだり、定期的に自己の目標の達成状況を振り返ったりする機会を設ける。
- ③ 全ての児童生徒を対象とした自殺予防教育（SOSの出し方教育）や、非行防止教育等の講話や演習を生徒指導主事や教育相談担当等が年間指導計画に基づいて企画し、スクールカウンセラーや広域カウンセラー等の協力を得て実施する。

(2) 実効的に機能する校内の生徒指導体制の構築

- ① 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省改訂版）」のチェックリストを基に、学校いじめ防止基本方針の内容を見直したり、法律等の理解を深める機会を設け、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかについて全教職員の認識を高めたりするなど、平時から実効的な取組を行うよう努める。
- ② 生徒指導上の諸課題の未然防止を図るために、学校生活アンケート等から生活上の課題を見い出して、児童生徒の成長や発達を支える「発達支持的生徒指導」に係る方策を検討・実践し、点検・見直しを繰り返すPDCAサイクルを構築する。
- ③ 教室に入りづらいと感じている児童生徒が、自分に合ったペースで生活や学習ができるよう、全教職員による学習支援や教育相談等ができる環境や体制を整備する。
- ④ いち早く児童生徒の変化に気付き、教職員やスクールカウンセラーによる相談支援につなげることができるよう、1人1台端末を活用して毎日の健康観察や心身の状態に関するアンケート等を実施する。

(3) 学校を中心とした家庭、地域社会、関係機関等との連携・協働の充実

- ① 自校の生徒指導方針等を保護者や学区の園・小・中学校に周知するとともに、学校運営協議会や地域生徒指導研究推進協議会等において説明をすることで、地域社会や高等学校と実践事項等を共有し、日常的に連携・協働できるネットワークを整備する。
- ② 不登校児童生徒の保護者等が有益な情報を得られるよう、教育相談担当等が窓口になって教育支援センターや相談機関、保護者の会、フリースクール等に関する情報を提供する。
- ③ 不登校児童生徒や気になる児童生徒等について情報交換をしたり、「次に取るべき対応」を検討したりするために、スクールソーシャルワーカーやこども家庭センター等の協力を得て、校内会議を適宜開催する。
- ④ いじめや暴力行為等が犯罪行為に相当し得ると認められたり、学校としての対応に迷ったりした場合は、警察等に相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に周知する。

【参考】生徒指導上の諸課題の未然防止や再発防止、個別の課題への指導・援助に関する主な相談機関等

スクールカウンセラー 広域カウンセラー (臨床心理士等)	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリングによる心理的支援 ・児童生徒や保護者への講話、教職員への研修等 	スクールソーシャルワーカー（SSW） (社会福祉士等)	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校等の諸課題を抱える児童生徒及び保護者への支援 ・学校と関係機関のコーディネート
学習支援機関 スペース・イオかくののだて スペース・イオよこて	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒への学習支援 ・不登校児童生徒及びその保護者に対する教育相談等による支援 	教育支援センター (適応指導教室)	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒への学習支援 ・不登校児童生徒及びその保護者に対する教育相談等による支援
警察署 (少年サポートセンター)	<ul style="list-style-type: none"> ・少年非行・犯罪やいじめ等の問題行動に関する指導・援助 	こども家庭センター (福祉事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て、子どもの成長や発達、家庭の問題、虐待等に関する相談及び支援

広域カウンセラーの活用を希望する場合は、南教育事務所（0182-32-1101）へ、スクールソーシャルワーカーの活用を希望する場合は、南教育事務所又は仙北出張所（0187-63-3477）へ、管理職を通じて御連絡ください。その他の連絡先については、「相談機関一覧」を御覧ください。☞ p49

生徒指導のページに関する資料は、こちらから検索することができます。

・生徒指導提要
(文部科学省のWebページ)



・学校と警察等との連携 生徒指導リーフ Leaf.12
(国立教育政策研究所のWebページ)



・令和8年度 学校教育の指針
p20『生徒指導』
(義務教育課のWebページ)



・児童会・生徒会による魅力ある
学校づくりに係る取組事例集
(義務教育課のWebページ)



・「生徒指導の実践上の視点」を踏まえた学級づくりのためのチェックリスト

・「生徒指導の実践上の視点」を踏まえた授業づくりのためのチェックリスト

・魅力ある学校づくりに向けた発達支持的な取組について
(令和5年度 秋田県生徒指導推進会議に係る講義動画)



・PDCA×3回で不登校の未然防止を～点検・見直しの繰り返しによる取組の推進～

(南教育事務所のWebページ)